

第 I 章

2.

(3) 陪審制度

(a) 概説

◆陪審の人数と評決の成立に必要な多数

(State Court Organization: <http://www.ncsc.org/microsites/sco/home> 2016. 4. による)

民事小陪審 (courts of general jurisdiction について)

——12人：22州，8人：3州，6人：13州，5人：1州，12/6人：8州，
12/10人：1州，12/8人：1州，8/4人：1州。
全員一致：22州，5/6：14州，3/4：12州，2/3：1州，
5/6 or 3/4：1州。

刑事小陪審——重罪については12人全員一致：43州，12/6人全員一致：3州，12/8人全員一致：1州，8人全員一致：1州，その他：2州 (as of May 2013)。

刑事大陪審——23人から5人まで多種多様，必要多数についても多種多様。

◆陪審の起源

9世紀初頭のフランク王国——チャールズ大帝 (フランク王国国王在位768-814; 西ローマ帝国皇帝在位800-814) の息子ルイ敬虔王 (Emperor Louis the Pious; フランス・ドイツ国王，西ローマ帝国皇帝在位814-840) が，向後，国王の権利は，(何が慣習上の国王の権利であるかについて)，証人の提出によってではなく，その地域のもっとも優れた，もっとも信頼し得る人々の，宣誓による証言によって確認されるべきことを定める命令を下した (829)。

◆Domesday Book (1085-86)——北部の一部を除いてイングランド全土にわたる土地調査の記録集・土地台帳。王権の確立と国の税源を明確に定める目的で作られた。地方に派遣された調査官が，地元住民 (州長，百戸邑長，領主，聖職者，隷農・農奴 villein) に宣誓のうえ証言させる方法で土地に関する情報 (名称，保有者，面積，鋤，自由人の人数，隷農・農奴の人数，価値) を収集した。

ウィリアム征服王の役人は次のように命じられた。

「州長，すべてのバロン，彼らのフランス人の宣誓，及びすべての百戸邑について，僧侶，百戸邑長，及びあらゆる村区からの6人の隷農の宣誓に基づいて，荘園の名称は何であるか，エドワード懺悔王 (告白王) の時代には誰が保有していたか，現在は誰が保有しているか，面積はどれだけあるか，鋤はどれだけあるか，自由人は何人いるか，隷農は何人いるか，その価値はいくらであったか，現在はいくらか，これらすべてを，エドワード懺悔王の時代，ウィリアム征服王がそれを与えたとき，及び現在の三時期について，調査せよ。」

(c) Jury nullification (陪審による法の無効化) ——陪審が，裁判官の説示によって示された法自体を不正であると判断するか，あるいは被告人に対してそのような法を適用すれば著しく正義に反すると考える場合に，有罪とする事実があるにも拘らず，被告人を無罪釈放すること。

陪審制の意義は，社会一般の価値観や正義感を裁判制度に反映させること，とする見解によっては支持される。